

漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間（案）

1 制限措置の内容

- (1) 漁業種類 さより船びき網漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 102隻
- (3) 船舶の総トン数 10トン未満
- (4) 推進機関の馬力数 定めなし
- (5) 操業区域 銚子市と旭市との境界磯見川河口中心点 180 度（真方位による。）
の線（東経 140 度 45.67 分の経線）以東の千葉県海面
- (6) 漁業時期 12月1日から翌年4月30日まで
- (7) 漁業を営む者の資格 茨城県内に住所を有し、かつ、その船舶につき、茨城県知事によるさよりひき網漁業の許可を受けている者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年1月15日から2月14日まで